

# 公立大学法人横浜市立大学資金運用規程

制 定 平成 18 年 10 月 2 日 規程第 115 号

最近改正 令和 7 年 5 月 1 日 規程第 38 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）第 31 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の管理する資金について、運用管理に係る基本原則並びに組織の設置及び運営に必要な事項を定め、資金の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

### (運用管理の基本原則)

第 2 条 法人における、資金運用の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 元本回収の確実性の確保
- (2) 事業費等支払準備資金としての流動性の確保
- (3) 資金運用における効率性の追求

### (運用計画)

第 3 条 会計規則第 31 条第 2 項に基づき、毎年度の予算において期待される運用益の確保及び資産価値の維持、向上を踏まえて計画、実行するものとする。

### (権限)

第 4 条 法人経営を分掌する理事（以下「法人経営担当理事」という。）は、資金の運用において、会計規則第 31 条第 1 項に定める資金管理計画に基づき法人の資金運用を掌理する。

- 2 事務局長は、第 5 条第 1 項第 1 号に定める有価証券の取得による資金運用を決定する。
- 3 企画財務課長は、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める金融機関への預金及び金銭信託による資金運用を決定する。
- 4 前 2 項の決定に従い資金の運用を実施した場合、総務部企画財務課の出納責任者は、遅滞無く総務部の経理責任者（以下「本部経理責任者」という。）へ報告するものとする。

## 第 2 章 資金運用の対象及び基準

### (運用の対象)

第 5 条 資金運用の対象は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 43 条に基づき、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）、その他総務省令で定める有価証券の取得
- (2) 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

(3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託

(債券の基準)

第6条 第5条第1項第1号の運用における債券の基準は、別表1で定める適格格付機関のうち、少なくとも1社以上において格付けが「A」以上であり、かつ、いずれの適格格付機関においても「BB」以下でないものであること。

(取得方法)

第7条 前条における債券の取得については、競争性を有する競争入札の方法により引合先を決定する。

2 前項に規定する債券の取得手続きは別途定める。

第3章 組織の設置及び運営

(組織)

第8条 法人の管理する資金について、安全かつ流動的で収益性の高い資金管理を行うため、公立大学法人横浜市立大学資金管理委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 本委員会の委員は経営方針会議の委員をもって充て、経営方針会議における月次決算報告により委員会の開催に代えることができる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 資金計画に関する事項
- (2) 資金運用に関する事項
- (3) その他

附 則

この規程は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第67号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第17号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 20 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 38 号）

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
S & P グローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド